



平成25年4月24日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ

今般、当社は、当社株主であるロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）より、平成25年4月23日付にて、東京地方裁判所におきまして株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てをされるに至った経緯

当社は、平成25年4月16日付で、ロイヤル観光社から、当社の株主名簿の閲覧・謄写等の請求（以下「本請求」という）を受領しました。

当社は、本請求の内容を真摯に検討した結果、ロイヤル観光社に対し、同月19日付で、以下の理由により、本請求に応じることができない旨の回答をいたしました。

- ① 本請求の理由が具体的に明らかにされていないことから、会社法第125条2項の定める請求の理由の記載があったものと認められないこと
- ② 平成25年4月19日付「株主提案に対する当社の考え方に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、ロイヤル観光社には、当社及び当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートと係争しております株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）の「オーナー的立場にあるもの」と別訴（東京地方裁判所平成23年（ワ）第17793号根抵当権移転登記抹消登記等請求事件）において本人自身が陳述している人物が取締役に就任しており、当社は、ロイヤル観光社とケプラム社は極めて近い関係にあると考えています。

ロイヤル観光社は、株主提案において、緊密な関係にあるケプラム社が申立てた競売手続きへの当社経営陣の対応を批判して役員を選任を提案していますが、これは、一方でケプラム社が当社に対して不当な競売申立て及び裁判を行いながら、ケプラム社と緊密な関係にあるロイヤル観光社があたかも第三者のごとく当社のケプラム社への対応を批判して、役員を選任を求める株主提案を行っているものであり、かかる提案が、当社の株主一般の共同の利益を損なうものであることは明らかであり、会社法第125条3項2号「株主の共同の利益を害する目的」に該当すると考えられること

この回答を受けて、ロイヤル観光社は、当社に対して、平成25年4月23日付にて、東京地方裁判所におきまして本申立てを行ったものです。

2. 本申立てがあった裁判所及び年月日

- (1) 本申立てがされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本申立書が到着した年月日 平成25年4月24日

3. 本申立をした者

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

4. 本申立ての趣旨

- (1) 当社は、ロイヤル観光社またはその代理人に対し、当社の本店において、営業時間内のいつにでも、平成25年6月下旬開催予定の定時株主総会に株主として招集通知を送付する予定の株主名簿及び実質株主名簿を閲覧及び謄写させなければならない。
- (2) 申立費用は、当社の負担とする。

5. 本申立ての理由の骨子

- (1) 「提案権を適正かつ公平に行使するため」という理由が具体的ではないという批判は失当である。
なお、「委任状の勧誘を行い、共同の提案者を募り、また他の多くの株主の賛同を得るために」株主名簿の閲覧を求めるという理由を付け加える。
- (2) ケプラム社の「オーナー的立場」の者は、ロイヤル観光社の「オーナー」でも代表者でもなく、ロイヤル観光社とケプラム社は、別個に活動している別々の会社なのであるから、当社の回答の前提事実が誤っている。
「現経営陣の競売への対応」を批判することは、「株主の共同の利益を害する」に当たらない。

6. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張し対処してまいります。

過去における一連のケプラム社との係争にかかる適時開示に記載しておりますとおり、当社グループはケプラム社による一連の全ての係争の不当・不法性が明らかであると認識しています。

今般の本申立てにおきましても、裁判所における公正な審理を経ることなしに、ロイヤル観光社に対して、当社の株主名簿を閲覧・謄写させることはできないと考えており、引き続き正当性を主張してまいります。

以上